

# マイナンバーカードを使って、 子育て・介護などに関する手続きができます



次の手続きについて、マイナポータル(ぴったりサービス)からの申請ができます。マイナンバーカードをお持ちの方は、パソコンやスマートフォンを使用して「いつでも」「どこからでも」手続きを行うことができます。ぜひご利用ください。



\* 代理人による申請が可能な手続きもあります。

	手続き名	担当課	
子育て	<b>児童手当関係</b> 児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求 児童手当等の額の改定の請求及び届出 氏名変更 / 住所変更等の届出 受給事由消滅の届出 未支払の児童手当等の請求 児童手当等に係る寄附の申出▶児童手当等に係る寄附変更等の申出 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出 児童手当等の現況届(毎年6月1日~30日のみ)	こども政策課 こども給付担当 ☎224-6278 Fax 223-8786	
		<b>保育</b> 支給認定の申請(教育・保育給付認定の申請) 教育・保育給付認定兼保育施設等の利用申込 保育施設等の利用に係る現況届	受付期間について詳しくは保育課ホームページをご確認ください。 保育課入所担当 ☎224-5827 Fax 223-8786
		児童扶養手当の現況届(毎年8月1日~31日のみ)	マイナポータルからの申請後に担当課窓口での手続きが必要です。 こども家庭課ひとり親支援担当 ☎224-5821 Fax 225-5218
		妊娠の届出	健康づくり支援課地域保健担当 ☎229-4125 Fax 225-1291
		<b>介護</b> 要介護・要支援認定の申請 要介護・要支援更新認定の申請 要介護・要支援状態区分変更認定の申請 住所移転後の要介護・要支援認定申請	介護保険課認定担当 ☎224-6405 Fax 224-5384
		被保険者証の再交付申請	介護保険課保険料資格担当 ☎224-5817 Fax 224-5384
		居宅(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出 介護保険負担割合証の再交付申請 高額介護(予防)サービス費の支給申請 介護保険負担限度額認定申請	介護保険課管理給付担当 ☎224-6402 Fax 224-5384
		居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請 居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請(住宅改修前) / (住宅改修後)	
		<b>引っ越し</b> 転出届 *引っ越し先の自治体窓口で転入届が必要です。 転居予定連絡 *マイナポータルからの申請後に来庁が必要です。	市民課住民記録担当 ☎224-5744 Fax 225-5371

## 手続きに必要なもの

- マイナンバーカード
- ICカード認証が行えるパソコン、スマートフォン等
- 各手続きの必要書類

## マイナポータル(ぴったりサービス)について

マイナンバー総合フリーダイヤル  
☎0120-95-0178にお尋ねください。



## マイナンバーカードを作りませんか?

市民課 ☎224-6178  
Fax 225-5371



マイナンバーカードを作るためには申請が必要です。  
**申請方法**…個人番号通知書および通知カードに同封されている交付申請書や国から送付された二次元コード付き交付申請書を使用して①郵送申請▶②オンラインでの申請▶③まちなかの証明写真機で申請

交付申請書をお持ちでない場合は市民課、川越駅西口連絡所または各市民センター窓口でお渡しします。その際は健康保険証等の本人確認書類をお持ちください。申請から約1か月半後に交付通知書を転送不要郵便で送付します。到着後は予約の上、市民課、川越駅西口連絡所または各市民セ

ンター窓口でマイナンバーカードの受け取りをしてください。  
**問い合わせ**…0570-055822(ナビダイヤル)

### ゴールデンウィークはマイナンバーカードに係る一部手続きができません



システム改修作業のため、4月29日(祝)から5月7日(日)まで全国的にマイナンバーカードに係る一部の業務が停止されます。電子証明書の更新や暗証番号の初期化等の手続きは実施できません。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。